

III 受験資格

★ 受験資格の有無は、電話問い合わせでは回答できません

受験資格の有無は、ご提出いただいた受験申込書類をもって審査させていただきます。

電話での問い合わせは、全ての申込必要書類を拝見するわけではなく、個々の申込み内容の背景が見えないため、質問に対する回答が断片的にならざるを得ません。

したがって、問い合わせをされた方にも正確な情報が伝わらないため、電話問い合わせで受験資格の有無を断言することはいたしません。ご了承ください。

また、受験申込み後であっても審査中です。受験資格の有無は、受験票（又は不通過通知）の発送をもって替えさせていただきます。

受験申込みにあたっての確認事項

1 受験地は東京都ですか？【受験地はご自身では選べません】

毎年、受験地違いで、該当受験地に再度申込みし直す方が見受けられます。

この試験は各都道府県で申込期間や受験申込書等が異なり、場合によってはご自身の該当する受験地の申込期間を過ぎてしまい、受験できなくなることもあります。申込みに際しては、ご自身で受験地を確認してください。(下図「1 受験資格 (1)」参照) いかなる理由（転居等）においても、申込み後は受験地を変更することはできませんので、ご注意ください。

2 国家資格等登録日以降を実務経験としていますか？

【国家資格等で受験する場合】

国家資格等を持ち、その資格等に基づく業務を受験資格として申し込む場合、実務経験は、その業務で勤務し始めた年月日ではなく、国家資格等の登録された日以降その業務についての初日となります。受験資格要件である日数、年数を計算される際、不足がないか確認してください。

1 受験資格

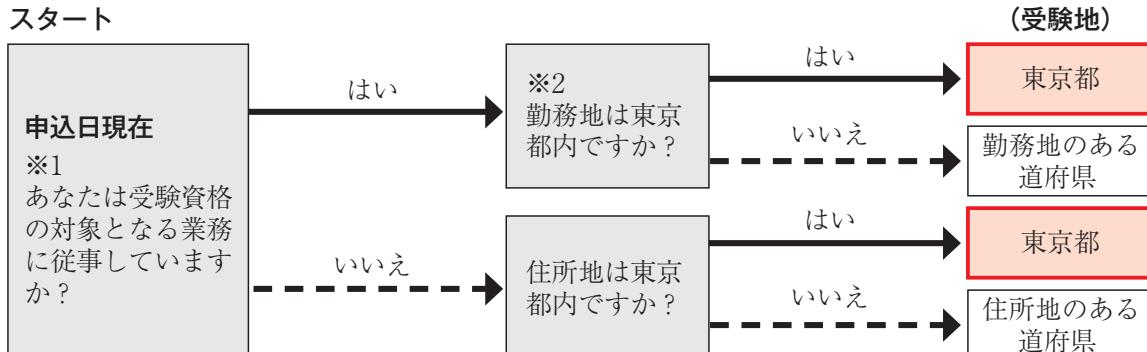
東京都介護支援専門員実務研修受講試験を受験するには、以下の(1)及び(2)の要件を満たす必要があります。よく確認してお申し込みください。

★受験地を誤って申し込まれた場合は受付できませんので、ご注意ください。

(1) 受験地が東京都であること

- ① 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事している場合、その勤務地が東京都であること。
- ② 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事していない場合、住所地が東京都であること。

ご自身の受験地を下図でご確認ください。



※1 受験資格の対象となる業務とは、実務経験として算入可能な別表1（P.10）に定める国家資格等に基づく要援護者に対する直接的な対人援助業務または別表2（P.11）に定める相談援助業務が該当します。（具体例はP.25Q & A 2、3参照）

※2 複数の勤務地がある場合は、主たる勤務地の所在する都道府県への申込みとなります。

(2) 対象となる資格及び業務で一定の実務経験を満たすこと（下表）、かつ、要援護者に対する直接的な対人援助業務が本来業務として明確に位置づけられていること

受験資格区分（資格・業務内容等）		必要な実務経験
A	別表1（P.10）に定める国家資格等に基づく業務に従事する者	A及びBの期間が通算して <u>5年以上</u> であり、かつ、当該業務に従事した日数が <u>900日以上</u> であること 【注意】 ① Aに該当する者の当該業務従事期間は、当該資格の登録日以降の期間であること ② Aの資格を有していても、要援護者に対する直接的な対人援助ではない業務（教育業務、研究業務、営業、事務等）を行っている期間は、実務経験には含まれない ③ 受験資格に該当する業務であることを確認するために添付書類が必要な場合がある ④ 同一期間に重複して複数業務に従事した場合は通算できない（また、1日に2ヶ所で業務に従事した場合、従事日数は1日とする）
B	別表2（P.11）に定める相談援助業務に従事する者	

★Aのみ または Bのみ もしくはA + Bで5年以上かつ900日以上を満たす必要があります。

★実務経験の算定上の注意点は、P.14 (2) ②「従事期間の算定について」をご覧ください。

2 欠格事由

下記（1）～（7）の者は、試験に合格し、介護支援専門員実務研修が修了しても、介護保険法第69条の2第1項に定める介護支援専門員の登録はできません。

- (1) 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令に定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- (5) 介護保険法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1項第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- (6) 介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- (7) 介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの

<厚生労働省令で定める者>

精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

3 現勤務先コード

コード	現在の勤務先
01	地域包括支援センター、老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
02	老人デイサービスセンター（高齢者在宅サービスセンター）、デイサービス事業を行う施設
03	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
04	介護老人保健施設、介護医療院
05	養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス含む）、有料老人ホーム
06	老人福祉センター
07	在宅福祉（介護）サービス関係事業者（指定居宅サービス事業者 等）
08	その他の社会福祉施設（児童福祉施設、障害福祉施設、生活保護施設 等）
09	高齢者世話付住宅、シニア住宅、サービス付高齢者向け住宅
10	都・区市町村保健福祉担当（福祉事務所、保健所、保健センター 等）
11	いずれのコードにも該当しない都・区市町村職員
12	社会福祉協議会（他のコードに該当する施設等以外の場合）
13	訪問看護ステーション
14	病院、診療所
15	施術所等（出張施術含む）
16	薬局
17	その他又は無職（現職種が実務経験に該当しない場合、現職種名は「事務職」「無職」等、現職種コードは「801」と記入）

07 に該当するサービス

《居宅系サービス》

指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問リハビリテーション、指定居宅療養管理指導、
指定通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、
指定福祉用具貸与、指定福祉用具販売

《地域密着型サービス》

指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、指定夜間対応型訪問介護、
指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、
指定看護小規模多機能型居宅介護

など

4 受験資格コード（兼 現職種コード）

別表 1…国家資格等に基づく業務に従事する者（「国家資格等コード」を兼ねる。）

コード	区分	根拠法令
101	医師	医師法
102	歯科医師	歯科医師法
103	薬剤師	薬剤師法
104	保健師	保健師助産師看護師法
105	助産師	保健師助産師看護師法
106	看護師	保健師助産師看護師法
107	准看護師	保健師助産師看護師法
108	理学療法士	理学療法士及び作業療法士法
109	作業療法士	理学療法士及び作業療法士法
110	社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法
111	介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法
112	視能訓練士	視能訓練士法
113	義肢装具士	義肢装具士法
114	歯科衛生士	歯科衛生士法
115	言語聴覚士	言語聴覚士法
116	あん摩マッサージ指圧師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
117	はり師、きゅう師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
118	柔道整復師	柔道整復師法
119	栄養士（管理栄養士含む）	栄養士法
120	精神保健福祉士	精神保健福祉士法

重要

- ① 算入できる当該業務従事期間は、当該資格の登録日以降の期間です。
- ② 業務については、要援護者に対する直接的な対人援助業務が、当該資格の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。
*上記の国家資格等を有していても、要援護者に対する直接的な対人援助ではない教育業務、研究業務、営業、事務等を行っている期間は、実務経験には含まれません。
(P.26 Q&A 8～11 を参照)

現職種名・現職種コードについて

受験申込書における「現職種コード」欄には現在の職種が実務経験に該当する場合のみ 101～209 の該当するコードを記入してください。現勤務先コードが 1～16 の場合でも、現在の職種が実務経験に該当しない場合は「801」と記入してください。

例：受験申込日時点において

無職の場合 → 現勤務先：17、現職種名：無職、現職種コード：801

市役所の事務職として働いている場合 → 現勤務先：11、現職種名：事務職、現職種コード：801

別表2 …相談援助業務に従事する者

次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

コード	区分
201	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する 特定施設入居者生活介護 にあっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号に規定する 生活相談員
202	介護保険法第8条第21項に規定する 地域密着型特定施設入居者生活介護 にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する 生活相談員
203	介護保険法第8条第22項に規定する 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する 生活相談員
204	介護保険法第8条第27項に規定する 介護老人福祉施設 にあっては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する 生活相談員
205	介護保険法第8条第28項に規定する 介護老人保健施設 にあっては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する 支援相談員
206	介護保険法第8条の2第9項に規定する 介護予防特定施設入居者生活介護 にあっては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する 生活相談員
207	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する 計画相談支援 にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する 相談支援専門員
208	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する 障害児相談支援 にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する 相談支援専門員
209	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する 生活困窮者自立相談支援事業 にあっては、生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3（2）アに規定する 主任相談支援員